

9. 放課後児童クラブの充実のために

- (1) 量的・質的整備—子どもの育ちの保障の資源、保護者の子育て支援の資源、地域再生の資源の3つの視点が必要
- (2) 学校教育との有機的連携の保障
- (3) 基準の必要性和到達支援
- (4) 基本的には、次世代育成支援のための新体系において導入される保育所利用システムと同等の仕組みとしてよいのではないか。

【文献】

- 1) 放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会((株)みずほ情報総研設置)『放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』報告書 平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 2007
- 2) 柏女霊峰「放課後児童クラブガイドラインの作成について」『日本の学童ほいく』第380号 全国学童保育連絡協議会 2007
- 3) 柏女霊峰「(講演録)地域子育て支援拠点事業に期待するもの」『じどうかん』第45,46号 児童健全育成推進財団 2007
- 4) 児童健全育成推進財団『放課後児童クラブ—基礎研修テキスト』児童健全育成推進財団 2007
- 5) 雇児発第1019001号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」2007
- 6) 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館 2008
- 7) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 2008
- 8) 柏女霊峰・橋本真紀『保育者の保護者支援—保育指導の原理と技術—』フレーベル館 2008
- 9) 柏女霊峰『子ども家庭福祉サービス供給体制—切れ目のない支援をめざして』中央法規 2008
- 10) 柏女霊峰『子ども家庭福祉・保育のあたらしい世界』生活書院 2006
- 11) 柏女霊峰『子ども家庭福祉論』誠信書房 2009

放課後児童クラブガイドラインについて

(放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究)

1 調査研究の概要

- 「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会」(座長: 淑徳大学柏女霊峰教授)を設置
- 既存資料・アンケートデータの分析、ヒアリング・視察調査を実施の上で、研究会として「放課後児童クラブガイドライン」を作成

2 放課後児童クラブガイドライン作成の考え方

